

令和7年度全日制課程入学者選抜要項

福岡県立浮羽工業高等学校

1 入学定員及び通学区域

系	募集定員	通学区域
建設系 (建築科、環境デザイン科)	80名	本校の通学区域内（福岡県）、 佐賀県、熊本県又は大分県
機械・電気系 (機械科、材料技術科、電気科)	80名	

2 志願高等学校

入学志願者は、「福岡県立高等学校の通学区域に関する規則」に規定するところにより、本人及びその保護者の居住地の属する学区の1校に限り志願できるものとする。

3 志願書類

ア 入学願書 (様式1Aに準じて本校が定める様式)

イ 通学に関する誓約書 (様式1Bに準じて本校が定める様式)

※ アの裏面がイとなる。

ウ 調査書 (令和7年度福岡県立高等学校入学者選抜要項で定める様式)

エ 入学選考料 (2,100円の福岡県領収証紙を貼付した福岡県領収証紙納付書)

※ 購入した証紙は、返還及び交換ができないので注意すること。

※ 帰国生徒等特別学力検査、推薦入学、特色化選抜、連携型選抜又は学びの多様化学校入学者選抜において合格内定とならなかった者が一般入学者選抜を志願する場合にあっては、各選抜の受検票を入学選考料に代えて提出すること。

オ 入学志願者一覧表 (様式-一般①)

カ その他

(a) 住民票の写し

調査書(様式5)の「A 学籍の記録」欄の「居住証明」のない者及び過年度中学校卒業者は、住民票の写し(本人、保護者及び世帯主との続柄が記載され、原則として3か月以内に交付されたもの。なお、マイナンバーの記載がないもの。)を提出すること。

(b) 健康相談の希望について (様式-共①) ※該当者がいる場合

(c) 学区外高等学校入学志願申請書・身元引受書

離島、へき地(へき地学校及び準へき地学校として「へき地等学校の指定に関する規則」(昭和46年福岡県教育委員会規則第10号)において指定された学校の学区をいう。以下同じ。)、その他身体障がいなどの特別の事情により、通学区域内の高等学校に通学することが著しく困難な者及び転居等の理由により、学区外の高等学校を志願する者(他県からの志願の場合を含む。以下同じ。)は、住民票の写しとともに、中学校長の証明を付した学区外高等学校入学志願申請書(様式2A)を提出すること。なお、離島、へき地の在住者が学区外高等学校を志願する場合にあっては、上記の書類のほか、志願先高等学校学区内に居住する身元引受人の書類(様式2B)を添付すること。

※ 居住地が県外にある者の出願の場合、学区外高等学校入学志願申請書の理由欄には「居住地が県外にある者の出願の特例」と記入すること。

4 志願書類等提出期間

志願書類の本校への提出期間は、令和7年2月7日（金）から2月17日（月）の正午までとする。ただし、学区外からの高等学校を志願する者の志願書類の提出期間は、令和7年2月5日（水）から2月21日（金）の正午までとする。

5 志願先の変更

- (1) 志願書類提出後、所属学区内において志願高等学校の変更を希望する者は、令和7年2月18日（火）から2月21日（金）の正午までの間に、1回に限り他校（本校内における志願系の変更を含む。）へ志願先を変更することができるものとする。
- (2) 前項の志願先の変更をしようとする者について、中学校長は、志願変更届（様式3A）を志願していた高等学校の校長に提出し、志願変更証明書（様式3B）と、さきに提出した調査書等を受領し、それらと志願変更先の高等学校の入学願書、通学に関する誓約書及び志願先変更前の高等学校長が交付した受検票を（1）に示した期間内に志願変更先の高等学校長に提出するものとする。なお、調査書については新たに作成したものを提出することも可能であるが、この場合も、志願変更前の高等学校から調査書を引き取る必要があること。
また、本校内における志願系の変更の場合は、志願系変更届（様式一般②）及び受検票を本校に提出すること。なお、志願変更届（様式3A）及び志願変更証明書（様式3B）の提出は不要であること。

6 健康相談

入学志願者のうち、健康相談を希望する者について行うものとする。希望する者については、「健康相談の希望について(様式-共①)」を出願書類と合わせて提出すること。

- (1) 健康相談期日 本校が指定する日
 - (2) 健康相談場所 本校が指定する場所
 - (3) 携行品 受検票、筆記用具、眼鏡（使用している者、矯正を必要とする者）、上履き
 - (4) 健康相談内容
 - ①視力 矯正視力両眼でD（0.3未満）
 - ②色覚 強度の色覚異常
 - ③聴力 高度の難聴（補聴器使用可）
 - ④四肢 四肢機能著しく不全
- ※ 専門教科の実習などへの対応を考慮するために実施するものであり、選考の対象とするものではない。

7 学力検査

- (1) 期日 令和7年3月5日（水）
- (2) 受付 午前8時40分から午前9時00分（集合完了 午前9時00分）
- (3) 場所 受付：生徒昇降口 集合：各控室

8 長期欠席者特例措置

「令和7年度福岡県立高等学校入学者選抜要項」の通り行う。

- (1) 対象者は次の条件を全て満たす者とする。
 - ① 高等学校入学後、継続して登校する意志がある者
 - ② 中学校第3学年における欠席日数が、12月末日現在において70日以上である者（以下「長期欠席者」という。）。ただし、教育支援センターでの学習等により出席扱いとなり、中学校第3学年における欠席日数が12月末日現在において70日未満となっている者についても、その学習状況が長期欠席者と同等であると認められる場合は、対象とする。（中学校を既に卒業している者については、「中学校第3学年における欠席日数が、12月末日現在において70日」を「中学校第3学年の欠席日数が90日」と読み替えるものとする。）
- (2) 申請手続について、中学校長は、特例措置の適用を受けようとする者について、長期欠席者特例措置適用申請書（様式10）を作成し、「3 志願書類」と併せて志願先高等学校長に提出するものとする。また、この特例措置の適用を受けようとする者は、志願書類提出の際、併せて自己申告書（様式11）を志願先高等学校長に提出するものとする。
- (3) 面接については以下の通り行う。
 - ① 面接期日 令和7年3月6日（木）
 - ② 面接受付 午前8時50分から午前9時00分（集合完了 午前9時00分）
 - ③ 面接場所 受付：生徒昇降口 集合：各控室

9 合格者発表

令和7年3月17日（月） 午前9時

本校及び合格者発表専用 Web サイト (<https://jyukenweb.fku.ed.jp>) で行う。

10 合格者説明会

令和7年3月17日（月） 12:30 ~ 受付（保護者同伴）
13:00 説明会

※ 入学を希望しながらやむを得ない事情（病気など）で登校できない場合は、本校へ連絡のうえ保護者だけで来校するか、12時30分までに中学校長を経由して届け出ること。無届けで登校しない者については入学意志がないものとみなすことがある。